

【参考】2024/2/1（木）からの就職相談について（手順等）

2024年2月よりオンライン相談の際のツールを Google Meet に変更します。

1. UniCareer より就職相談予約をする。

- 1 岩淵先生・清水先生の相談は「オンライン相談」「対面相談」を原則とします。
 - ・対面相談可能の日については、予約時に「オンライン相談」「対面相談」を選択する。（必須）
 - ・その他の日については、原則「オンライン相談」のみ。ただし、やむを得ない場合に限り「メール相談」を受け付けます。（相談内容詳細記入箇所に「メール相談希望」の旨記入すること。）
- 2 ハローワーク相談員・就職支援課 窓口相談員（未内定者向け就職相談等）の相談は「対面相談」を原則とします。ただし、やむを得ない場合に限り「オンライン相談」を受け付けます。（相談内容詳細記入箇所に「オンライン相談希望」の旨記入すること。）
- 3 いずれの相談も、相談の前に事前に確認してほしい資料（内容など）があれば、
 - (1) 相談予約時または相談日前々日 12 時までに相談内容への追加の記入（文字ベース 1000 文字まで可）または (2) 相談日前日 12 時までにメール送信（shuu-soudan@chiba-u.jp）。「事前に確認してほしい資料あり」「当日資料持参予定」「画面共有予定」の場合は、相談内容の詳細は『概略程度』で構いません。

2. 予約後、就職支援課より「オンライン相談」「対面相談」それぞれの相談にあわせた内容を UniCareer に登録のあるメールアドレスにメールを送信します。

（在学生は千葉大学 Google Workspace のメールアドレスにも送信します。）

「メール相談」希望者には、就職支援課よりメールにて相談内容の詳細を（改めて）確認するための様式（提出方法も含む）を送付する。

相談をキャンセルする場合、相談日前日 12:00 までは UniCareer よりキャンセルが可能です。それ以降は就職支援課あてメール・電話にてご連絡をお願いします。

（就職支援課 043-290-2159 shuu-soudan@chiba-u.jp）

3. 相談

（1）「オンライン相談」の場合

相談者あてに Google Meet による会議（相談）についてのメールを送信します。

（前述 2. で送信するメール）

- > 相談時間の 2 分前程度を目安に、メールに記した「Google Meet に参加する」「会議のリンク（URL）」などをクリック（タップ）し会議に参加する。

なお、接続手続きが完了するまでお待ちいただく場合があります。（相談員・事務よりお声かけします。）

注意

- ・相談に対する応答は原則としてオンラインのみとします。（相談終了後に相談内容の添削等は原則返信しません。）ただし、通信環境の都合などやむを得ない事情により、相談がスムーズに行えないこともありますことをご承知おきください。また、相談を続けることが困難となった場合は、状況に応じて対処します。
- ・Google Meet での会議の際の通信量は、通信環境にもよりますが 1 時間あたり 1GB 程度を見込んでください。

- ・ **相談内容の録画・録音は禁止です。(わかり次第、強制終了とします)**
- ・ 相談開始の2分前程度を目安に接続の準備をしておいてください。 なお、Google Meet を初めて利用する場合は、早目の準備をお願いします。
- ・ 相談員の準備などの都合で、相談開始時刻を過ぎての接続となる可能性がありますことをご了承願います。
- ・ Google Meet の動作環境については、以下のとおりです。(把握している範囲です)
パソコン Web ブラウザ Google Chrome、Microsoft Edge、Mozilla Firefox (最新バージョン)での利用が、また Apple Safari でも利用が可能。
(パソコンの場合、Google アカウントなしでも参加可能。)
スマートフォン Android・iOS いずれもアプリのインストールが必要。
(また、Google アカウントまたは千葉大学 Google Workspace アカウントでのログインが必要。)
- ・ 相談の際に資料の提示(パソコンでの「共有」機能)については、相談前に予め表示(準備)しておいてください。
【参考】Google Meet ヘルプ 会議で画面を共有する
https://support.google.com/meet/topic/14074251?hl=ja&ref_topic=14075141&sjid=873158583356515390-AP
- ・ **オンライン相談中、事務(就職支援課)にて相談状況の確認(画面による通信状況の確認)や声かけをすることがあることをご承知おきください。**

(2) 「対面相談」の場合

相談日当日、相談開始 5 分前までに就職支援課にお越しください。

(ハローワーク相談員による相談の際には、記入いただく書類がありますので時間厳守でお願いします。)

なお、体調管理に留意し、不調と感じたら早目に就職支援課に連絡してください。